

福岡市建築物環境性能表示指針

制 定 平成24年10月 1日

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項に基づき、建築物環境性能表示の様式及び標示方法に関する指針を次のとおり定めるものとする。

1 建築物環境性能表示の様式

別記建築物環境性能表示の様式のとおりとする。

2 建築物環境性能表示の標示方法

- (1) 建築物環境性能表示は、福岡市建築物環境配慮指針で定める基準・評価方法により得られる評価を、別表第1及び別表第2に定めるところにより標示することにより行う。
- (2) 建築物環境性能表示を構成する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものでなければならない。
- (3) 要綱第10条第1項又は第2項の規定による建築物環境性能表示の標示は、福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱施行細目第7条の表使用する媒体の欄に掲げる媒体の見やすいところに1箇所以上標示することとする。
- (4) 前号の場合において、複数の特定建築物を同一の広告に掲載する場合は、当該特定建築物ごとに建築物環境性能表示を標示することとし、当該特定建築物とこれに対応する建築物環境性能表示との関係が分かるように標示することとする。ただし、同一の広告内に同じ評価の特定建築物が複数ある場合は、同じ評価の特定建築物については一つの建築物環境性能表示の標示によることができることとする。

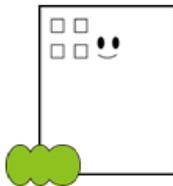
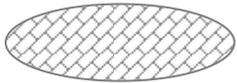
建築物環境性能表示の様式



別表第1

CASBEE 福岡による環境性能の評価結果			建築物環境性能表示	
			表示項目	表示内容
総合評価	建築物の環境効率 (BEE ランク)	S	総合評価	★★★★★
		A		★★★★☆
		B ⁺		★★★☆☆
		B ⁻		★★☆☆☆
		C		★☆☆☆☆
地域別 重点評価項目	都心部	敷地内温熱環境の向上	ヒートアイランド 対策	★★★★★
				★★★★☆
		温熱環境悪化の改善		★★★☆☆
				★★☆☆☆
				★☆☆☆☆
	一般部	生物環境の保全と創出	自然共生	★★★★★
				★★★★☆
				★★★☆☆
				★★☆☆☆
				★☆☆☆☆
用途別 重点評価項目	住宅	建物の熱負荷抑制	断熱性能	★★★★★
				★★★★☆
				★★★☆☆
				★★☆☆☆
				★☆☆☆☆
		躯体材料の耐用年数 対応性・更新性	長寿命化	★★★★★
				★★★★☆
				★★★☆☆
				★★☆☆☆
				★☆☆☆☆
	非住宅	エネルギー	省エネルギー	★★★★★
				★★★★☆
				★★★☆☆
				★★☆☆☆
				★☆☆☆☆
		既存建築躯体等の継続使用 躯体材料におけるリサイクル材の使用	省資源	★★★★★
				★★★★☆
				★★★☆☆
				★★☆☆☆
				★☆☆☆☆

別表第2

建築物の 環境配慮項目	建築物環境性能表示内容			
自然エネルギー 利用	あり			なし
	 自然エネルギー利用			(表示しない)
水資源保護	節水機器 導入	再生水利用 (広域・個別)	雨水等 利用	なし
	節水機器 	再生水 	雨水等 	(表示しない)
緑化への配慮	屋上緑化・壁面緑化			なし
				
	地表面緑化			なし
				
	中高木植栽			なし
			(表示しない)	
耐震・免震	耐震性 1.25倍以上	免震装置 導入	制震装置 導入	なし
				(表示しない)